

「働き方」が変わります！

2019年4月1日から、働き方改革関連法が順次施行されています。

★ = 義務化 ☆ = 促進、導入、拡充

詳細は裏面でご紹介している厚生労働省「働き方改革特設サイト」をご覧ください。

		2019年 4月1日	2020年 4月1日	2021年 4月1日	2023年 4月1日	2024年 4月1日
★時間外労働の上限規制 原則月 45 時間、年 360 時間 臨時的な特別な事情がある場合でも 年 720 時間、単月 100 時間未満、 複数月平均 80 時間（休日労働含む）	大企業	●	→	→	→	→
	中小企業		●	→	→	→
	自動車運転業務 建設事業・医療					●
★年次有給休暇の確実な取得 毎年 5 日、時季を指定 10 日以上付与されている全ての労働者に対し、付与した 日から 1 年以内（5 日以上取得済みの労働者を除く）		●	→	→	→	→
★労働時間状況の客観的な把握 ☆勤務間インターバル制度の導入促進 ☆フレックスタイム制の拡充 ☆高度プロフェSSIONAL制度の導入		●	→	→	→	→
★月 60 時間超残業に対する 割増賃金率引き上げ	大企業	→	→	→	→	→
	中小企業				●	→
★雇用形態に関わらない 公正な待遇の確保	大企業		●	→	→	→
	中小企業			●	→	→

この機会に働き方改革に取り組もうとお考えの事業所の皆さま！

「豊田市働き方改革アドバイザー」がお手伝いします。

例えば、働き方改革関連法への対応として

- 就業規則・規定等の見直し
- 残業削減に向けた仕事の効率化

人材確保や定着、離職防止のために

- 従業員満足度の向上
- 働きやすい職場を作るための仕組みづくり など

「働き方改革アドバイザー」は、社会保険労務士、中小企業診断士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなどの専門性を生かし、事業所の皆さまのご要望にお応えします。



豊田市内の中小企業等の皆様には

無料 でご利用いただけます。

まずは、お気軽にお問い合わせください。

- ☆ご利用の目安は、最低 1 時間からご検討ください。
- 2 時間×4 回など、1 事業所あたり最大 8 時間までご利用が可能です。

【ものづくり産業振興課 Tel 34-6774】

“いい職場”には 働きたくなる理由がある

人材確保・定着のための情報掲示板

「働き方改革」による魅力ある職場づくりは、
人材の確保・定着に不可欠です。
取組のポイントは、今すぐサイトをチェック！



厚生労働省「働き方改革特設サイト」

事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト

スタートアップ労働条件

- ◆ 36 協定届け等作成支援ツール
- ◆ 労働条件や就労環境の WEB 診断
- ◆ 就業規則作成支援ツール

スタートアップ労働条件 検索

はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰の受賞により
「AICHI WISHI」の★も獲得できます！
(他の地方自治体認定制度との重複付与はありません)

働き方改革推進企業を応援！

愛知労働局では
「AICHI WISH」企業
「働き方改革」推進企業として
★の数で推進度合を示し、求職者
に対する紹介をはじめ、事業所の
人材確保等の支援をしています。
詳しくは愛知労働局 HP をご覧ください。

豊田市女性しごとテラス カプチーノ Cappuccino

Tel 0565-41-7555

働きたい女性と、事業所の懸け橋に！

働きたい女性のほんの少しの勇気と、
人材が欲しい事業所のほんの少しの歩み
寄りで、平成 30 年度の就職決定実績が
85 件に上りました。カプチーノ独自の
求人情報とともに、コーディネーターに
よる丁寧なマッチングが強みです。

求人申込み・ご相談は、お気軽にどうぞ。



豊田市役所 産業部 ものづくり産業振興課 労政担当

〒471-8501 豊田市西町 3-60 (豊田市役所西庁舎 7階)

電話 0565-34-6774 FAX 0565-35-4317

E-mail sangyou@city.toyota.aichi.jp